

福岡市公報

令和2年3月30日 第6661号(別冊2)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次—

ページ

人事委員会

○福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部改正(規則第2号)	1
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正(規則第3号)	2
○福岡市人事委員会委員長及び事務局長以下専決規程の一部改正(訓令第1号)	3

人事委員会

福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月30日

福岡市人事委員会

委員長 小山 邦 和

福岡市人事委員会規則第2号

福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市職員であった者で再就職したものによる依頼等の規制等に関する規則(平成28年福岡市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「掲げる職」の次に「(当該職が法第3条第2項に規定する一般職に該当するものに限る。)」を加え、同条中第12号を第19号とし、第9号から第11号までを7号ずつ繰り下げ、第8号を第11号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (12) 総合図書館長
- (13) 教育委員会美術館長
- (14) 教育委員会アジア美術館長
- (15) 教育委員会博物館長

第7条中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 美術館長

(8) アジア美術館長

(9) 博物館長

第15条各号列記以外の部分中「掲げる職」の次に「(当該職が法第3条第2項に規定する一般職に該当するものに限る。)」を加える。

第21条中「第11号」を「第18号」に改める。

別表市長事務部局の部本庁の項中「室長」の次に「(市長室長及び会計室長を除く。)」を加え、「特命担当の課長 危機管理専門官」を「特命担当の課長」に改め、同部区役所の項中「保健福祉センター所長」を「保健福祉センター所長 特命担当の部長」に改め、同部こども総合相談センターの項中「所長」を「所長 副所長」に改め、同部千代保育所の項及び環境事業所の項を削り、同表教育委員会事務局及び教育機関の部市民センターの項の次に次のように加える。

公民館	館長
-----	----

別表教育委員会事務局及び教育機関の部教育センターの項中「特命担当の課長」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月30日

福岡市人事委員会

委員長 小 山 邦 和

福岡市人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年福岡市人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第11号まで」を「第18号まで」に改め、「掲げる職」の次に「(水道局の理事及び交通局の理事並びに消防局長を除く。)」を加える。

別表市長事務部局の部本庁の項中「人事第4係長及び主査」を「及び人事第4係長」に、「給与制度係長及び制度企画係長」を「及び給与制度係長」に改め、同部保育所の項中「(千代保育所長を除く。)」を削り、同表教育委員会事務局及び教育機関の部事務局の項中「給与課庶務係長及び給与係長」を「労務・給与課給与係長及び労務係長」に、「労務係長及び安全衛生係長」を「安全衛生係長及び主査」に、「給与課係員」を「労務・給与課係員」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表中「係員」には、会計年度任用職員(法第22条の2第1項各号に掲げる職員をいう。)は含まない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定（「掲げる職」の次に「（水道局の理事及び交通局の理事並びに消防局長を除く。）」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

福岡市人事委員会訓令第1号

福岡市人事委員会委員長及び事務局長以下専決規程（昭和46年福岡市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月30日

福岡市人事委員会

委員長 小山 邦 和

第3条第1号中「及び臨時的任用職員」を削る。

第4条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

